

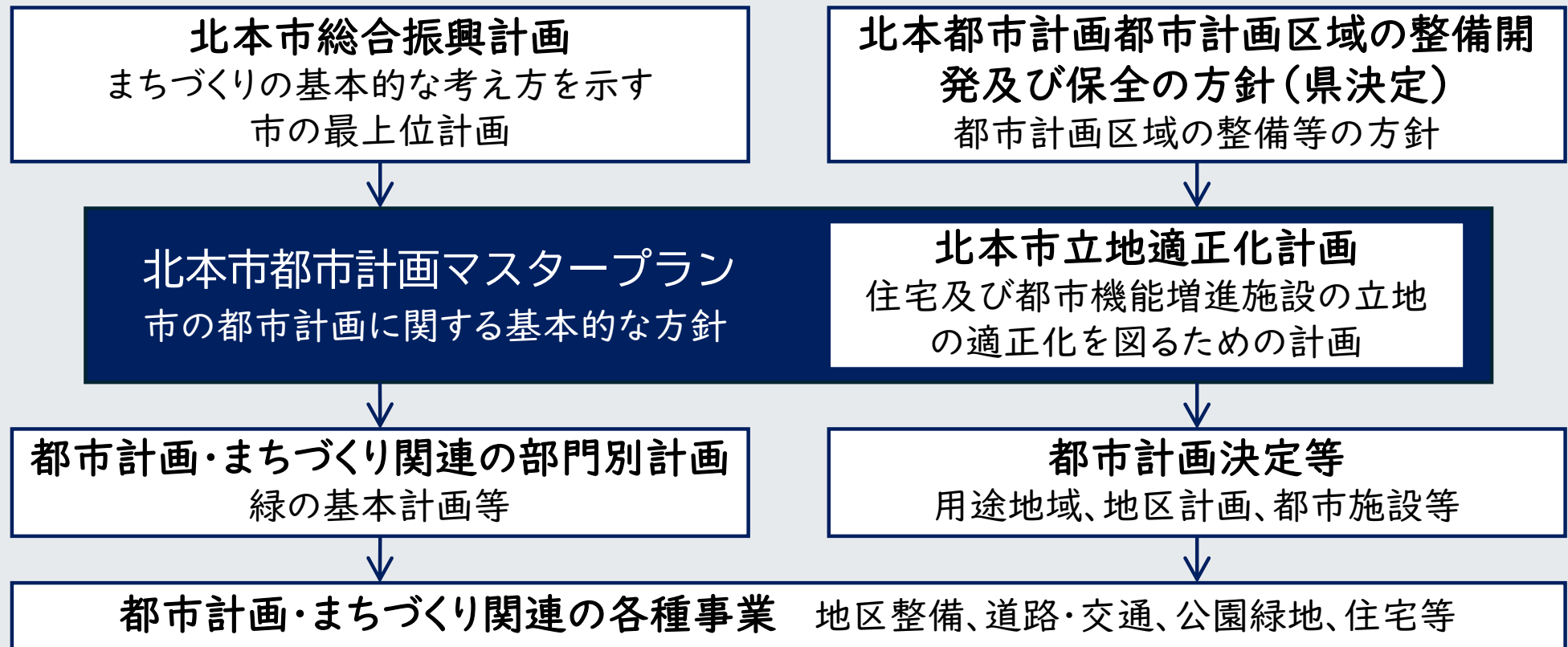
議案(3) 北本市都市計画マスタープランの改定について

北 本 市

①都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランとは

- 「市町村の都市計画を反映する基本的な方針」として、住民の意見を反映しながら市町村が策定する法定計画です。（都市計画法第18条の2）
- 「北本市総合振興計画」及び「北本都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針」を上位計画とし、これらに即して市のまちづくり関連の部門別計画や各種都市計画決定、都市計画・まちづくり関連の各種事業を行う上での前提となるまちの姿を定めます。



②改定の必要性・主な改定内容

北本市都市計画マスタープラン

● 策定・改定経緯

- ・ 平成11年3月当初策定
- ・ 平成21年3月部分改定（中間評価見直し）
- ・ 令和2年3月全面改定

● まちづくりの目標

緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち北本～



直近の改定から5年しか経過していないものの、以下の理由により改定します

主な改定箇所	内容
① 第六次北本市総合振興計画策定による変更	・ 将来人口及びその目標年次を第六次北本市総合振興計画に合わせて設定（現行都市計画マスタープランの将来人口及びその目標年次は、第五次北本市総合振興計画に合わせて令和7年度末に設定）、土地利用構想図の反映
② デーノタメ遺跡の国指定史跡化に伴う改定	・ デーノタメ遺跡の国指定史跡化に伴う位置づけの変更 ・ 西仲通線外2路線等の都市計画変更の反映
③ その他	・ 環境基本計画等の改定による変更内容の反映 ・ データの年次更新や社会情勢の変化、新たな施策等の反映

③改定の考え方・スケジュール

改定に対する市の考え方

- 都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した上で策定することが望ましいとされていますが、現行計画は令和2年3月の全面改定から5年しか経過していません。
- 今回改定する目的は、主にデーノタメ遺跡の国指定史跡化やこれに伴う都市計画等の変更を受けた記載内容の修正や図の調整に留まり、現行のままでも整合は取れています。
- 都市計画マスタープランの改定は、第六次北本市総合振興計画の策定と同時期にするため、令和7年度の1年間で行います。

全面改定でなく部分改定します

スケジュール

令和7年6月2日	まちづくり検討委員会（委員長：副市長、委員：各部長）
令和7年7月10日	都市計画審議会【諮問】 ←本日の審議会
令和7年8月～	改定検討部会（部会長：都市整備部長、部会員：庁内関係課各GL）、まちづくり検討委員会、都市計画審議会
令和7年11月	市民説明会
令和7年12月	パブリック・コメント（30日間）
令和8年1月	都市計画審議会【答申】
令和8年3月	完成・市議会報告